

愛知県教科用図書選定審議会規則の一部改正について

このことについて、愛知県教科用図書選定審議会規則を一部改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年3月24日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるからである。

愛知県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号）の一部改正（平成 26 年政令第 293 号。平成 26 年 9 月 3 日公布、平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴う規定の整理

2 改正の理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正により条が追加及び削除されたことで、教育委員会規則への委任についての規定が第 11 条から第 10 条に繰り上げられたため。

3 改正の内容

第一条中「第十一条」を「第十条」に改める。

4 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日（政令の施行日）

愛知県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月 日

愛知県教育委員会委員長 岩 月 慎 自

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

愛知県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第十条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

愛知県教科用図書選定審議会規則の一部改正新旧対照表

新

(趣旨)

第一条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第十条の規定に基づき、愛知県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

旧

(趣旨)

第一条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第十一条の規定に基づき、愛知県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。